

「(仮称) 明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案) への意見公募手続(パブリックコメント)について

1 条例制定の趣旨について

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するため、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を一定時間利用できる「乳児等通園支援事業」について、令和7年4月、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正により、市町村による認可事業と位置づけられました。

乳児等通園支援事業の実施にあたっては、その設備及び運営に関する基準について、児童福祉法に基づき市町村が条例で定めることとされており、本市においても、本事業を適切に実施していくにあたり必要な基準を定めるため、「(仮称) 明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定する予定です。

この度のパブリック・コメント手続は、この条例案に対してご意見を伺うものです。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件

「(仮称) 明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案)

(2) 募集期間

2025年9月29日(月)~10月31日(金)(必着)

(3) 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ その他明石市の教育・保育に関わりのある方

(4) 資料の閲覧場所等

① 市ホームページ

市HP内 意見公募手続(パブリックコメント)>意見募集を行っている案件

② 窓口での閲覧

下記の場所で執務時間中に資料を閲覧することができます。

ア こども局こども育成室施設担当(市役所議会棟1階)

イ 行政情報センター(市役所本庁舎1階)

ウ 大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター(各市民センター)

エ あかし総合窓口(パピオスあかし6階)

執務時間: ア、イ 平日の8時55分~17時40分

ウ 平日の8時55分~17時15分

エ 平日は 20 時まで、土日祝日（第 3 日曜日を除く）は 17 時 15 分
まで

(5) 意見の提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。

① 郵送の場合

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 明石市こども局こども育成室施設担当

② ファックスの場合

FAX(078)918-5650 明石市こども局こども育成室施設担当 あて

※ 送信後、TEL(078)918-5247 へ着信確認をお願いします。（執務時間内のみ）

③ 電子メールの場合

アドレス：koshisetsu@city.akashi.lg.jp

④ 持参の場合（受付時間 平日の執務時間内 8 時 55 分～17 時 40 分）

明石市こども局こども育成室施設担当（市役所議会棟 1 階）

(6) 注意事項

① 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。

② 上記(5)の①～④のすべてにおいて、「（仮称）明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（案）への意見であることを明記してください。

③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する恐れがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。

② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。

③ 住所・氏名・電話番号は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市こども局こども育成室施設担当（市役所議会棟 1 階）

TEL（078）918-5247（直通）メール koshisetsu@city.akashi.lg.jp